



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 買 取 王 国
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 長 谷 川 和 夫
(コード番号：3181)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 中 島 康 博
(TEL. 052-304-7851)

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年5月2日開催の取締役会において、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、「改正会社法」といいます。）により新たに創設された「監査等委員会設置会社」に移行すること、および「定款一部変更の件」を本年5月27日開催予定の第17期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日開示の「人事異動に関するお知らせ」をご覧ください。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、監査を担う者に取締役会における議決権を付与することにより取締役会の監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、経営の公正性および透明性を高めるため、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

(2) 移行の時期

本年5月27日開催予定の第17期定時株主総会において、必要な定款変更等についてのご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更

(1) 変更の理由

① 監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

② 取締役について、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、その任務を怠ったことにより当会社に生じた損害を賠償する責任を取締役会決議によって減免することができる旨、また、業務執行を行わない取締役につきましては責任限定契約を締結することができる旨の規定を変更案第25条として新設するもので

あります。併せて、本定時株主総会終結前の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の責任についても同様の取扱いをするべく、附則を新設するものであります。なお、取締役の責任の減免に関する当該各規定の新設については、各監査役の同意を得ております。

- ③ 会計監査人に関する章を設けるとともに、会計監査人について、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。
- ④ 機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第 33 条（剰余金の配当等の決定機関）および第 34 条（剰余金の配当の基準日）を新設するとともに、それらと内容が重複する現行定款第 8 条（自己の株式の取得）、第 31 条（剰余金の配当）および第 32 条（中間配当制度）を削除するものであります。
- ⑤ 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正、現行規定内容を明確にすることその他所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

なお、本定款変更は、定款変更のための株主総会の終結の時をもって効力が発生するものとします。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 28 年 5 月 27 日

定款変更の効力発生日（予定） 平成 28 年 5 月 27 日

以 上

【別紙】 定款変更の内容

(下線部が変更箇所であります。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総 則 第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>【機関の設置】 第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式 第6条～第7条 (条文省略)</p> <p>【自己の株式の取得】 第8条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第9条～第10条 (条文省略)</p> <p>【株式取扱規程】 第11条 当社の株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、その他株式に関する手続並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>【株主名簿管理人】 第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p>	<p>第1章 総 則 第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>【機関の設置】 第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式 第6条～第7条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第8条～第9条 (現行どおり)</p> <p>【株式取扱規程】 第10条 当社の株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、その他株式に関する手続並びに手数料は、<u>法令又は本定款の他、</u>取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>【株主名簿管理人】 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第3章 株 主 総 会 第<u>13</u>条～第<u>15</u>条 (条文省略)</p> <p>【決議要件】 第<u>16</u>条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>第<u>17</u>条 (条文省略)</p> <p>【参考書類等のインターネット開示とみなし提供】 第<u>18</u>条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従い、インターネットで開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 【員数】 第<u>19</u>条 当社に<u>取締役5名以内を置く。</u></p>	<p><u>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p><u>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第3章 株 主 総 会 第<u>12</u>条～第<u>14</u>条 (現行どおり)</p> <p>【決議要件】 第<u>15</u>条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第<u>16</u>条 (現行どおり)</p> <p>【参考書類等のインターネット開示とみなし提供】 第<u>17</u>条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従い、インターネットで開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会 【員数】 第<u>18</u>条 当社の<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>は、5名以内と</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>【選任】</p> <p>第<u>20</u>条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>【任期】</p> <p>第<u>21</u>条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、<u>現任取締役の残任期間</u>とする。</p> <p>【取締役会】</p> <p>第<u>22</u>条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>する。</p> <p><u>2</u> 当社の監査等委員である取締役は、<u>3名とする。</u></p> <p>【選任】</p> <p>第<u>19</u>条 取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p><u>3</u> <u>監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>【任期】</p> <p>第<u>20</u>条 取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2</u> <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3</u> <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>【取締役会】</p> <p>第<u>21</u>条 (現行どおり)</p> <p><u>2</u> <u>前項の定めにかかわらず、監査等委員</u></p>

現行定款	変更案
<p><u>2</u> 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p><u>3</u> 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>(新設)</p> <p><u>4</u> (条文省略)</p> <p>【代表取締役及び役付取締役】</p> <p>第23条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p><u>会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p><u>3</u> 取締役会招集の通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p><u>4</u> 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。この場合、その決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。</p> <p><u>5</u> 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p><u>6</u> 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p><u>7</u> (現行どおり)</p> <p>【代表取締役及び役付取締役】</p> <p>第22条 取締役会は、取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 取締役会は、<u>その決議により、取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>【取締役への重要な業務執行の決定の委任】</u></p> <p><u>第23条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>【報酬等】</u></p> <p><u>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
(新設)	<p><u>【取締役の責任免除】</u></p> <p><u>第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>【員数】</u></p> <p><u>第24条 当社に監査役3名以内を置く。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>【選任】</u> 第25条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p><u>【任期】</u> 第26条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p>	(削除)
<p><u>【常勤監査役】</u> 第27条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を1名を選定する。</p>	(削除)
<p><u>【監査役会】</u> 第28条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 2 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</p>	(削除)
<p><u>【社外監査役の責任限定】</u> 第29条 当社は、社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>	(削除)

現行定款	変更案
(新設) (新設)	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p><u>【常勤監査等委員】</u></p> <p><u>第26条 監査等委員会は、その決議により、監査等委員の中から常勤監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>【監査等委員会】</u></p> <p><u>第27条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 当社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。この場合、特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</u></p> <p><u>3 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> <p><u>4 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p>
(新設) (新設)	<p><u>第6章 会計監査人</u></p> <p><u>【選任】</u></p> <p><u>第28条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。</u></p>
(新設)	<p><u>【任期】</u></p> <p><u>第29条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時ま</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算 【事業年度】 第30条 (条文省略)</p> <p>【剰余金の配当】 第31条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>【中間配当制度】 第32条 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p>でとする。</p> <p><u>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>【報酬等】 第30条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>【会計監査人との責任限定契約】 第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第7章 計 算 【事業年度】 第32条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>【剰余金の配当等の決定機関】</u></p> <p><u>第 3 3 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>
(新設)	<p><u>【剰余金の配当の基準日】</u></p> <p><u>第 3 4 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。</u></p> <p><u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。</u></p> <p><u>3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
第 3 3 条 (条文省略)	第 3 5 条 (現行どおり)
(新設)	<u>附 則</u>
(新設)	<p><u>第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 17 期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>第 2 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 17 期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以 上